

港区立台場高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する
年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と医療法人財団百葉の会（以下「乙」という。）は、港区立台場高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立台場高齢者在宅サービスセンター管理運営に関する基本協定書」第33条の規定に基づき、「港区立台場高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第32条第2項に規定する指定管理料の額は、年間112,557,685円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	20,965,569円
第2四半期	30,135,706円
第3四半期	30,135,705円
第4四半期	31,320,705円
合 計	112,557,685円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月2日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 武 井 雅 昭 印

乙 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団 百葉の会
理事長 湖 山 泰 成 印